

処 分 基 準

平成30年3月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第1項
処 分 の 概 要：過労運転に係る自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 合 せ 先：交通部交通指導課取締企画係（電話075-451-9111内線5123）
備 考：

別紙

過労運転行為に係る自動車の使用制限命令の処分量定

使用制限の処分期間の具体的量定は、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、次表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

表

前歴の回数	違反行為 関係累計点数	6点	12点以上
	車種別		
なし	大型車等	30日	45日
	普通車	20日	30日
	二輪車等	10日	15日
1回	大型車等	45日	60日
	普通車	30日	40日
	二輪車等	15日	20日
2回	大型車等	60日	75日
	普通車	40日	50日
	二輪車等	20日	25日
3回以上	大型車等	75日	90日
	普通車	50日	60日
	二輪車等	25日	30日

- (注) 1 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
- 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
- 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。